

## 令和5年度四万十市障害者優先調達推進方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和5年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため以下のとおり方針を定める。

### 1 目的

この方針は、市が行う事業において、障害者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）を調達することにより、障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者及び在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

### 2 適用範囲

この調達方針は、市に属する全ての組織に対し適用するものとする。

### 3 対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等
  - ① 就労移行支援事業所
  - ② 就労継続支援事業所（A型・B型）
  - ③ 生活介護事業所
  - ④ 障害者支援施設（就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る。）
- (2) 在宅就業障害者等
  - ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

### 4 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿って障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

また、市職員の私的購入を促進するため、障害者就労施設等が行う庁内での物品等販売について積極的に受け入れるとともに、購入のあっせん等を行うものとする。

### 5 障害者就労施設等への配慮

- (1) 障害者の特性を踏まえた配慮  
障害者就労施設等へ発注するときは、障害者が十分対応できるよう、障害者の作業ペース等を考慮し、適正な契約期間の設定に配慮する。

### 6 物品等の調達の推進方法

- (1) 方針の普及及び徹底

障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、また、担当部署が希望する物品等について情報を提供する。

(2) 連絡調整体制の整備

障害者就労施設等の受注機会の増大のためには、市及び障害者就労施設等との密接な情報共有が不可欠であることから、市と障害者就労施設等の担当者が積極的に意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。

(3) 民間企業等の発注機会の増大

民間企業等に対して、法の趣旨を周知するとともに障害者就労施設等の取扱う物品等についての情報を提供し発注等の機会の増大に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

市は、この方針を作成したときは、遅滞なく公表する。また、年度が終了したときは、調達実績概要を取りまとめ公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針の策定に関する担当は、福祉事務所社会福祉係とする。